

平成30年第10回

東大和市農業委員会議事録

平成30年10月24日

東大和市役所会議棟第1・2会議室

東大和市農業委員会

平成30年第10回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成30年10月24日(水)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第26号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第27号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 報告第28号 農地法第5条の規定による届出について
日程第6 議案第19号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
日程第7 議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 5 出席委員(13名)

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 石 原 隆 | 2番 石 川 文 男 |
| 3番 関 田 文 吉 | 4番 関 田 義 保 |
| 6番 比留間 淳 二 | 7番 岸 光 敏 |
| 9番 乙 幡 重 男 | 10番 岩 田 高 雄 |
| 11番 町 田 悦 郎 | 12番 中 村 勝 司 |
| 13番 森 田 良 子 | 14番 木 下 修 一 |
| 15番 大 羽 敬 子 | |
- 6 欠席委員(1名)

| |
|------------|
| 5番 小 林 由美子 |
|------------|
- 7 出席した職員

| | |
|--------------|----------------|
| 事務局(1) 小 川 泉 | 事務局(2) 岩 田 豊 和 |
|--------------|----------------|

8 会議の結果

報告第26号～第28号について、専決処理を確認した。

議案第19号～第20号について、審議した結果、証明書を発行することに決定した。

9 会議の概要

事務局（1） 会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。定数15現員数14、小林委員から欠席のご連絡をいただいております、13名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます。

（午後 2時00分）

◎開 会

議 長 では、ただいまより平成30年第10回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

小川事務局長。

事務局（1） （議事日程報告）

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、6番、比留間淳二委員、7番、岸光敏委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。（会長報告）

◎報告第26号

議 長 続いて、日程第3、報告第26号 農地法第3条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2） （議事日程に基づき説明 2件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第26号 農地法第3条の事案については、所有権の移転が確認できておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第27号

議長 長 続いて、日程第4、報告第27号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(2) (議事日程に基づき説明 3件)

議長 長 朗読及び説明いたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告をいただきます。

1番、3番については、事務局の報告のとおりですので、省略いたします。

2番の事案について報告をいただきます。

清水地区担当、木下委員。

木下委員 本件につきまして、10月18日、現地におきまして、本人、ご家族2名の立ち合いのもと、転用の意思があることを確認いたしました。

以上です。

議長 長 報告いただきました。

報告第27号 農地法第4条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第28号

議長 長 続いて、日程第5、報告第28号 農地法第5条の規定による届出4件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(2) (議事日程に基づき説明 4件)

議長 長 朗読及び説明いたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告をいただきます。

1番、2番、3番については、事務局の報告のとおりですので、省略いたします。

4番の事案について、報告をいただきます。

清水地区担当、木下委員。

木下委員 ご報告をさせていただきます。

10月18日、現地におきまして、譲渡人、譲受人両名立ち合いのもと、転用の意思があることを確認いたしました。

以上です。

議長 報告をいただきました。

報告第28号 農地法第5条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理してございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

町田委員。

町田委員 ちょっと伺いたいのですが、先ほど農地法の3番目ですね、2番ですか、〇〇さん出てこられまして、また、農業の4番目で同じ方だと思んですが、出てきているんですけども、これ、贈与なんですけれども、4条、5条が両方出てこないとまずいというような形になるので、5条1本でいけないのかと思うんですけども。

議長 事務局。

事務局(2) 5条1本にするとここに書いてあるとおり100分の1が野口さんから野口さんのほうに行くんですが、4条転用が出ていないと、5条転用だと、この100分の1の持ち分だけを転用して住宅用地にするという形になってしまいますので、残りの100分の99、これについての転用が出ていませんので、4条を出していただいたという形になります。

実際土地は1筆で見ますので、その持ち分がどうのこうのというのは確かにあるとは思いますが、一応持ち分も4条と5条でそれぞれ出してもらっています。

町田委員 細かいんですけども、そんなに5条の順番号が107番なんですよね。それで、4条が108番で受理しているんですけども、逆の方がよいのではないですか。

事務局(2) 番号は、そうですね、とり方だったので。

議長 よろしいですか。

事務局。

事務局(2) わかりました。

議長 ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎議案第19号

議 長 続きまして、日程第6、議案第19号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（1） （議事日程に基づき説明 1件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

それでは、審議いたします。

生前、被相続人の〇〇さんが農業経営を行っており、引き続き相続人であります〇〇さんが農業経営を続けていく適格者であるか、また、申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当委員から、被相続人の農業の従事の状況について意見を求めます。

高木地区担当、関田委員。

関田委員 それでは、報告いたします。

〇〇さんにつきましては、生前、農業に従事していたことを報告いたします。

以上でございます。

議 長 地区委員から意見をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、採決いたします。

適格者と認定し、適格者証明を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

（挙手多数）

議 長 挙手多数。

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第20号

議 長 続きまして、日程第7、議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（1） （議事日程に基づき説明 1件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いです。

申請番号1番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案は説明のとおり、申請者の母である〇〇さんが農業に従事していたかをご判断していただくものです。

生前、〇〇さんが営農していたかどうかについて、地区担当委員の意見を求めます。

高木地区担当、関田委員。

関田委員 では、報告いたします。

〇〇さんにつきましては、生前農業に従事していたことを報告いたします。

以上です。

議 長 地区委員から意見をいただきました。

現地の状況もあわせて、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

(午後 2時36分)